

令和元年10月29日

学 長 裁 定

「大規模自然災害に伴う学生の休学等に関する神戸大学教学規則等の特例を定める規則」の対象とする災害について

「大規模自然災害に伴う学生の休学等に関する神戸大学教学規則等の特例を定める規則」（以下「規則」という。）第1条により、令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨による災害（※令和元年8月から9月の前線等に伴う大雨（台風第10号、第13号、第15号及び第17号の暴風雨を含む。））を「大規模自然災害として学長が認めた災害」（以下「大規模自然災害」という。）とし、下記のとおり特例を適用するものとする。

なお、大規模自然災害の対象地域は、災害救助法が適用されている地域とする。

記

1. 規則第3条第1項により、被災した入学志願者が、災害を理由として検定料の免除を希望する場合は、本人の願い出等により検定料を免除するものとする。
2. 規則第5条第1項により、被災した学生が、災害を理由として休学を希望する場合は、本人の願い出等により1年間を限度として休学を許可し、教学規則第44条第1項及び第77条の規定に定める休学期間には含めないものとする。  
また、休学の始期を令和元年10月1日に遡及できるものとし、休学期間中の授業料を免除するものとする。
3. 規則第5条第4項により、学生が大規模自然災害に関連するボランティア活動を理由として休学を希望する場合は、本人の願い出等により1年間を限度として休学を許可し、教学規則第44条第1項及び第77条の規定に定める休学期間には含めないものとする。

## 参 考

令和元年8月からの前線に伴う大雨による災害  
災害救助法の適用地域（令和元年9月4日現在）

【佐賀県】 10市10町（適用日：8月28日）

佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、  
神崎市、神崎郡吉野ヶ里町、三養基郡基山町、三養基郡上峰町、三養基郡みやき町、  
東松浦郡玄海町、西松浦郡有田町、杵島郡大町町、杵島郡江北町、杵島郡白石町、  
藤津郡太良町

令和元年9月台風第15号による災害  
災害救助法の適用地域（令和元年9月26日現在）

【千葉県】 25市15町1村（適用日：9月9日）

千葉市中央区・花見川区・稲毛区・若葉区・緑区、銚子市、館山市、木更津市、  
茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、  
四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、  
いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、  
香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、  
長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、  
夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町

【東京都】 1町（適用日：9月8日）  
島しょ大島町